

特別職報酬等の改定及び23区の状況

特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移

※1 教育長、常勤の代表監査委員、代表を除く常勤の監査委員について、平成27年度から審議対象に追加した。

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移											
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当			
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	前年度との差		
令和6年度	2.89%	11,029円	初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.2月引上げ														
令和5年度	0.98%	3,722円	初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	R5.11.22	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額が部長級職員と同水準の0.3%引き上げ、期末手当は0.1月引上げが妥当である。	111.63 0.33	89.46 0.27	76.67 0.23	68.96 0.21	67.07 0.20	85.86 0.26	77.69 0.23	59.75 0.18	○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増 ↓ 本会議において反対多数により否決 = 改定なし 主な理由：中小・零細企業の給与が上がらない中で、一定の報酬を得ている議員の報酬を上げるべきではない。一部議員からは特別職も同様との考えが示された。		4.13月 (議員3.88月)	0.10月
令和4年度	0.24%	896円	初任給及び若年層の給料月額を引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	R4.11.18	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層のみの引上げ、期末手当はプラス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.1月引上げ、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.1月増		4.03月 (議員3.78月)	0.10月
令和3年度	△0.02%	△94円	据え置き	年間の支給月数0.15月引下げ	R3.11.19	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.15月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.15月減		3.93月 (議員3.68月)	△0.15月
令和2年度	△0.04%	△157円	据え置き	年間の支給月数0.05月引下げ	R3.1.5	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.05月減		4.08月 (議員3.83月)	△0.05月

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
令和元年度	△ 0.58%	△2,235円	給料表を0.6% 引下げ	年間の支給月 数0.15月 引上げ	R元.11.25	○特別区人事委員会勧告における月例給与のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当である。	111.3 (△0.67)	89.19 (△0.54)	76.44 (△0.46)	68.75 (△0.42)	66.87 (△0.40)	85.6 (△0.52)	77.46 (△0.47)	59.57 (△0.36)	4.13月 (議員3.88月)	0.15月
平成30年度	△ 2.46%	△9,671円	給料表を2.6% 引下げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H31.2.20	○特別区人事委員会勧告において月例給与のマイナス改定が行われたが、特別区長会が勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実、理由等を踏まえ、総合的に判断した結果、区長等の給料及び期末手当等は据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.98月 (議員3.73月)	増減なし
平成29年度	0.13%	526円	給料表を0.1% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H29.11.13	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.1%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.97 (0.11)	89.73 (0.09)	76.9 (0.08)	69.17 (0.07)	67.27 (0.07)	86.12 (0.09)	77.93 (0.08)	59.93 (0.06)	3.98月 (議員3.73月)	0.10月
平成28年度	0.15%	584円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H28.11.8	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.86 (0.22)	89.64 (0.18)	76.82 (0.15)	69.1 (0.14)	67.2 (0.13)	86.03 (0.17)	77.85 (0.15)	59.87 (0.12)	3.88月 (議員3.63月)	0.10月
平成27年度	0.35%	1,413円	給料表を0.3% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H27.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.3%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.64 (0.33)	89.46 (0.27)	76.67 (0.23)	68.96 (0.20)	67.07 (0.20)	85.86 (0.26)	77.7 (0.23)	59.75 (0.18)	3.78月 (議員3.53月)	0.10月
平成26年度	0.20%	809円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.25月 引上げ	H26.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.25月の増とすることが妥当である。	111.31 (0.22)	89.19 (0.18)							3.68月 (議員3.43月)	0.25月 (議員0)
平成25年度	△ 0.14%	△588円	給料表を0.15% 引下げ	据え置き	H25.11.5	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.15%減額することが妥当である。また、期末手当は、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、据え置く。	111.09 (△0.17)	89.01 (△0.13)				85.6 (△0.13)	77.47 (△0.12)	59.57 (△0.09)	3.43月	増減なし

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額							特別職・議員の期末手当		
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	支給月数の推移 前年度との差
平成24年度	△ 0.19%	△783円	給料表を0.2% 引下げ	据え置き	H24.11.1	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.2%減額することが妥当である。また、議員の期末手当は、議会自らが附則により減額している状況から、議会の良識ある判断により本則で3.43月と規定することが望ましい。	111.26 (△0.22)	89.14 (△0.18)				85.73 (△0.17)	77.59 (△0.15)	59.66 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○給与月額・報酬月額は、0.2%減 ○議員の期末手当は、本則で3.43月に改定									
平成23年度	△ 0.20%	△ 842円		据え置き	H23.11.11	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、3月に起きた東日本大震災の影響や急速な円高など、経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、月額給与を0.2%減額し、期末手当を据え置くことが妥当である。ただし、議員の期末手当は前年度附則での改定であったため、改定されることが望ましい。	111.48 (△0.22)	89.32 (△0.18)				85.9 (△5.0)	77.74 (△0.16)	59.78 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○議長の月例給与は、議員提案により、答申によらず単独で減額 ○期末手当については変更なし。 ※議員の期末手当のみ附則による改定									
平成22年度	△ 0.30%	△1,259円		年間の支給月 数0.2月 引下げ	H22.11.5	○特別区人事委員会勧告において月例給与及び期末勤勉ともマイナス改定が出され、日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、期末手当0.19月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)							3.43月	△0.19月	
							○期末手当について0.19月減 ※議員のみ附則による改定。									
平成21年度	△ 0.38%	△1,605円		年間の支給月 数0.35月 引下げ	H21.10.27	○特別区人事委員会勧告においてマイナス改定が出されたことや、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案する。給料月額については据え置く。	(月例給の変更なし)							3.62月	△0.33月	
							○期末手当について0.33月減（夏季凍結分含む） ※議員のみ附則による改定。									
					H21.5.26	○世界的な景気悪化により、民間企業の夏季賞与が大幅に減額される見込みを受け、特別区人事委員会が臨時勧告を行う。	(月例給の変更なし)									
							○夏季支給分を0.2月凍結									
平成20年度	0.02%	75円	据え置き	据え置き		諮問・答申行わなかった								3.95月	増減なし	
平成19年度	0.01%	38円	据え置き	年間の支給月 数0.05月 引上げ	H19.11.5	○区長、副区長の地域手当を13%から14.5%に上げることに伴い、給与月額を1.5%程度減額する。 (地域手当は14.5%で固定)	111.7 (△1.70)	89.5 (△1.40)							3.95月	0.35月
							○議長、副議長、議員は変更なし									

23区別 特別職報酬等の状況
(各区条例で定める給料等月額)

審議資料6-2
(令和6年6月1日現在)

※月額順

(単位:万円)

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員					議長			副議長			議員			
区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	代表			その他(代表除く)		区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	
									区名	給料月額	順位	区名	給料月額										順位
千代田	128.60	1	千代田	102.70	1	港	94.27	1	新宿	72.10	1	中野	80.21	1	江戸川	95.60	1	千代田	80.90	1	江戸川	62.10	1
港	126.17	2	文京	101.88	2	文京	93.10	2	杉並	68.75	2	港	75.42	2	新宿	94.80	2	足立	80.90	1	葛飾	62.00	2
文京	125.89	3	港	101.46	3	千代田	90.90	3	板橋	66.70	3	新宿	70.10	3	足立	94.40	3	新宿	80.90	1	新宿	61.90	3
中野	125.46	4	中野	100.71	4	中野	88.28	4	葛飾	66.30	4	品川	67.90	4	中央	93.30	4	江戸川	80.70	4	千代田	61.80	4
新宿	117.20	5	新宿	94.00	5	練馬	85.65	5	世田谷	66.21	5	杉並	66.87	5	大田	93.15	5	江東	79.60	5	北	61.68	5
大田	115.82	6	大田	92.95	6	墨田	85.10	6	江戸川	66.00	6	葛飾	66.30	6	世田谷	92.96	6	北	79.50	6	練馬	61.68	5
江東	115.70	7	中央	92.60	7	北	84.39	7	北	63.49	7	板橋	64.70	7	北	92.62	7	文京	79.29	7	港	61.67	7
中央	115.50	8	江東	92.40	8	板橋	83.80	8	目黒	63.00	8	世田谷	64.21	8	荒川	92.60	8	中央	79.20	8	世田谷	61.65	8
北	115.05	9	墨田	92.20	9	荒川	83.20	9	大田	62.70	9	江東	63.70	9	文京	92.51	9	墨田	79.20	8	足立	61.60	9
荒川	114.60	10	北	92.15	10	大田	83.16	10	千代田	-	10	北	63.68	10	千代田	92.50	10	荒川	79.20	8	大田	61.41	10
江戸川	114.50	11	荒川	92.00	11	中央	82.70	11	中央	-	10	墨田	63.40	11	江東	92.40	11	目黒	79.10	11	中央	61.30	11
墨田	114.20	12	品川	91.90	12	渋谷	81.77	12	港	-	10	江戸川	63.00	12	渋谷	92.31	12	台東	78.90	12	墨田	61.30	11
練馬	114.14	13	葛飾	91.80	13	江東	80.90	13	文京	-	10	練馬	62.98	13	墨田	92.20	13	港	78.78	13	渋谷	61.29	13
板橋	113.90	14	台東	91.40	14	葛飾	80.90	13	台東	-	10	大田	62.70	14	品川	92.10	14	練馬	78.73	14	江東	61.00	14
台東	113.70	15	板橋	91.30	15	新宿	80.10	15	墨田	-	10	豊島	61.85	15	葛飾	92.10	14	世田谷	78.71	15	荒川	60.80	15
葛飾	112.50	16	練馬	91.27	16	品川	79.90	16	江東	-	10	足立	61.79	16	台東	91.90	16	品川	78.60	16	台東	60.40	16
渋谷	111.44	17	渋谷	91.08	17	台東	78.40	17	品川	-	10	目黒	61.00	17	板橋	91.30	17	大田	78.58	17	品川	60.40	16
杉並	111.30	18	杉並	89.19	18	世田谷	76.55	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	練馬	91.27	18	板橋	78.50	18	豊島	60.39	18
足立	107.88	19	江戸川	88.69	19	杉並	76.44	19	中野	-	10	中央	-	18	港	91.14	19	豊島	78.05	19	板橋	60.20	19
目黒	105.80	20	足立	86.49	20	江戸川	75.83	20	豊島	-	10	文京	-	18	目黒	90.50	20	杉並	77.46	20	文京	60.12	20
世田谷	105.32	21	目黒	84.70	21	足立	74.58	21	荒川	-	10	台東	-	18	中野	90.11	21	葛飾	77.30	21	目黒	59.80	21
豊島	104.00	22	豊島	83.40	22	目黒	74.10	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	豊島	89.40	22	渋谷	77.01	22	杉並	59.57	22
品川	91.44 ※特例措置	23	世田谷	81.07	23	豊島	72.95	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	85.60	23	中野	76.35	23	中野	59.48	23
杉並前年度	111.30	17	杉並前年度	89.19	18	杉並前年度	76.44	18	杉並前年度	68.75	2	杉並前年度	66.87	5	杉並前年度	85.60	23	杉並前年度	77.46	20	杉並前年度	59.57	21
平均	113.92		平均	92.06		平均	82.04		平均	66.14		平均	66.18		平均	92.03		平均	78.93		平均	61.02	

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
(期末手当の「支給月数と年額」)

(令和6年6月1日現在)
(単位：支給月数は「月」、年額は「万円」)

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員								議長				副議長				議員			
代表		その他(代表のぞく)																													
区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位
荒川	4.10	749	1	荒川	4.10	601	1	港	4.00	547	1	杉並	4.03	450	1	杉並	4.03	438	1	荒川	4.10	532	1	荒川	4.10	455	1	荒川	4.10	361	1
港	4.00	732	2	港	4.00	588	2	荒川	4.10	544	2	世田谷	3.90	436	2	港	4.00	437	2	渋谷	4.10	534	2	大田	4.05	451	2	渋谷	4.10	364	2
杉並	4.03	728	3	杉並	4.03	584	3	渋谷	3.90	508	3	葛飾	3.76	397	3	世田谷	3.90	423	3	大田	4.05	535	3	渋谷	4.10	445	3	大田	4.05	361	3
千代田	3.80	709	4	台東	3.90	568	4	大田	3.83	508	4	板橋	3.70	393	4	豊島	3.90	408	4	中野	4.05	511	4	港	4.00	441	4	千代田	3.80	341	4
台東	3.90	707	5	大田	3.83	567	5	墨田	3.72	505	5	目黒	3.60	383	5	葛飾	3.76	397	5	港	4.00	510	5	中野	4.05	433	5	港	4.00	358	5
豊島	4.00	703	6	渋谷	3.90	566	6	世田谷	3.90	505	6	大田	3.83	383	6	品川	3.58	387	6	世田谷	3.90	511	6	台東	3.90	435	6	世田谷	3.90	349	6
世田谷	3.90	694	7	千代田	3.80	566	7	北	3.75	504	7	北	3.65	369	7	中野	3.33	387	7	足立	3.80	506	7	千代田	3.80	446	7	中野	4.05	349	7
渋谷	3.90	693	8	中野	3.78	552	8	千代田	3.80	501	8	新宿	3.10	359	8	大田	3.83	383	8	台東	3.90	506	8	足立	3.80	433	7	豊島	3.85	337	8
大田	3.83	690	9	北	3.75	551	9	杉並	4.03	500	9	江戸川	3.26	346	9	板橋	3.70	382	9	千代田	3.80	510	9	世田谷	3.90	432	9	台東	3.90	342	9
北	3.75	688	10	葛飾	3.76	550	10	板橋	3.70	494	10	千代田	-	10	北	3.75	381	10	北	3.75	489	10	豊島	3.85	423	10	江東	3.66	324	10	
中野	3.78	688	11	豊島	3.90	550	11	台東	3.90	487	11	中央	-	10	墨田	3.72	376	11	葛飾	3.76	490	11	北	3.75	419	11	葛飾	3.76	338	11	
墨田	3.72	677	12	墨田	3.72	547	12	葛飾	3.76	485	12	港	-	10	江東	3.66	372	12	豊島	3.85	483	12	墨田	3.72	414	12	足立	3.80	339	12	
江東	3.66	675	13	江東	3.66	539	13	中野	3.78	484	13	文京	-	10	目黒	3.60	371	13	墨田	3.72	482	13	杉並	3.78	425	13	杉並	3.78	327	13	
葛飾	3.76	674	14	板橋	3.70	538	14	豊島	3.90	481	14	台東	-	10	新宿	3.10	349	14	江東	3.66	490	14	江東	3.66	422	14	北	3.75	335	14	
板橋	3.70	672	15	世田谷	3.90	534	15	中央	3.60	475	15	墨田	-	10	練馬	3.35	336	15	板橋	3.70	475	15	葛飾	3.76	411	15	墨田	3.72	331	15	
中央	3.60	663	16	中央	3.60	531	16	江東	3.66	472	16	江東	-	10	江戸川	3.26	330	16	中央	3.60	472	16	板橋	3.70	408	16	中央	3.60	320	16	
目黒	3.60	644	17	品川	3.58	524	17	文京	3.40	459	17	品川	-	10	足立	2.99	312	17	品川	3.58	466	17	中央	3.60	400	17	品川	3.58	314	17	
文京	3.40	621	18	目黒	3.60	515	18	練馬	3.35	457	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	杉並	3.78	469	18	品川	3.58	398	18	板橋	3.70	323	18		
江戸川	3.68	616	19	文京	3.40	502	19	品川	3.58	456	19	中野	-	10	中央	-	18	目黒	3.55	451	19	目黒	3.55	395	19	練馬	3.50	313	19		
練馬	3.35	609	20	練馬	3.35	487	20	目黒	3.60	451	20	豊島	-	10	文京	-	18	練馬	3.50	449	20	練馬	3.50	387	20	江戸川	3.30	297	20		
新宿	3.10	583	21	新宿	3.10	468	21	新宿	3.10	399	21	荒川	-	10	台東	-	18	江戸川	3.30	457	21	江戸川	3.30	386	21	目黒	3.55	308	21		
足立	2.99	545	22	江戸川	3.26	464	22	江戸川	3.26	397	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	文京	3.30	425	22	文京	3.30	364	22	文京	3.30	288	22		
品川	3.58	522	23	足立	2.99	437	23	足立	2.99	377	23	足立	-	10	荒川	-	18	新宿	3.10	408	23	新宿	3.10	348	23	新宿	3.10	278	23		
杉並前年度	4.03	728	2	杉並前年度	4.03	584	2	杉並前年度	4.03	500	4	杉並前年度	4.03	450	1	杉並前年度	4.03	438	1	杉並前年度	3.78	469	17	杉並前年度	3.78	425	10	杉並前年度	3.78	327	13
平均	3.70	664		平均	3.68	536		平均	3.68	478		平均	3.65	391		平均	3.62	381		平均	3.73	498		平均	3.73	426.97		平均	3.73	330	

※期末手当計算方法
 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員：〔(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数
 議長・副議長・議員：(報酬月額×145/100)×支給月数。
 ※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入
 ※常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。
 ※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況

(給料等に関する条例月額に基づく報酬等の年間合計額)

(令和6年6月1日現在)
(単位:万円)

※年額順

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員						議長			副議長			議員		
区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	代表			その他(代表除く)			区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位
									区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位									
荒川	2,289	1	荒川	1,817	1	港	1,648	1	杉並	1,395	1	杉並	1,356	1	大田	1,649	1	荒川	1,396	1	渋谷	1,088	1
杉並	2,258	2	大田	1,800	2	荒川	1,645	2	世田谷	1,390	2	中野	1,334	2	荒川	1,632	2	千代田	1,417	2	港	1,078	2
千代田	2,252	3	杉並	1,809	3	墨田	1,622	3	新宿	1,337	3	世田谷	1,333	3	渋谷	1,638	3	足立	1,403	2	大田	1,087	3
港	2,246	4	港	1,774	4	北	1,620	4	目黒	1,290	4	港	1,319	4	足立	1,638	4	大田	1,391	4	荒川	1,072	4
大田	2,242	5	千代田	1,798	5	大田	1,610	5	板橋	1,290	5	品川	1,288	5	世田谷	1,623	5	港	1,377	5	世田谷	1,076	5
台東	2,235	6	台東	1,782	6	板橋	1,601	6	葛飾	1,288	6	新宿	1,275	6	台東	1,609	6	台東	1,382	6	千代田	1,082	6
北	2,234	7	渋谷	1,771	7	練馬	1,590	7	江戸川	1,241	7	豊島	1,284	7	港	1,594	7	世田谷	1,374	7	葛飾	1,071	7
江東	2,230	8	北	1,769	8	渋谷	1,590	8	大田	1,225	8	葛飾	1,276	8	千代田	1,620	8	北	1,371	8	足立	1,068	8
中央	2,215	9	墨田	1,757	9	世田谷	1,589	9	北	1,223	9	板橋	1,237	9	北	1,597	9	渋谷	1,367	9	北	1,063	9
墨田	2,212	10	葛飾	1,766	10	千代田	1,592	10	千代田	-	10	目黒	1,235	10	中野	1,582	10	江東	1,378	10	台東	1,058	10
世田谷	2,211	11	江東	1,781	11	中央	1,567	11	中央	-	10	北	1,223	11	葛飾	1,591	11	墨田	1,355	11	墨田	1,049	11
板橋	2,203	12	中央	1,755	12	文京	1,548	12	港	-	10	墨田	1,208	12	中央	1,588	12	豊島	1,357	12	中野	1,044	12
豊島	2,201	13	板橋	1,745	13	葛飾	1,558	13	文京	-	10	江東	1,228	13	江戸川	1,605	13	中野	1,340	13	豊島	1,050	13
中野	2,193	14	中野	1,729	14	江東	1,559	14	台東	-	10	大田	1,214	14	墨田	1,577	14	中央	1,347	14	江東	1,056	14
渋谷	2,191	15	品川	1,742	15	杉並	1,551	15	墨田	-	10	足立	1,202	15	江東	1,599	15	板橋	1,347	15	中央	1,043	15
葛飾	2,186	16	豊島	1,725	16	中野	1,516	16	江東	-	10	江戸川	1,173	16	板橋	1,567	16	目黒	1,341	16	練馬	1,041	16
新宿	2,173	17	新宿	1,711	17	台東	1,529	17	品川	-	10	練馬	1,169	17	品川	1,567	17	江戸川	1,355	17	板橋	1,033	17
江戸川	2,169	18	目黒	1,715	18	豊島	1,513	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	豊島	1,549	18	杉並	1,354	18	江戸川	1,042	18
目黒	2,167	19	文京	1,693	19	品川	1,516	19	中野	-	10	中央	-	18	新宿	1,535	19	品川	1,339	19	杉並	1,041	19
練馬	2,144	20	練馬	1,694	20	目黒	1,499	20	豊島	-	10	文京	-	18	練馬	1,541	20	葛飾	1,337	20	品川	1,028	20
文京	2,131	21	世田谷	1,683	21	新宿	1,457	21	荒川	-	10	台東	-	18	文京	1,524	21	練馬	1,329	21	目黒	1,013	21
足立	2,099	22	足立	1,682	22	足立	1,451	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	目黒	1,534	22	新宿	1,310	22	新宿	1,002	22
品川	1,751 ※特例措置	23	江戸川	1,637	23	江戸川	1,382	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	1,496	23	文京	1,307	23	文京	991	23
杉並 前年度	2,258	3	杉並 前年度	1,809	2	杉並 前年度	1,551	14	杉並 前年度	1,395	1	杉並 前年度	1,356	1	杉並 前年度	1,496	23	杉並 前年度	1,354	14	杉並 前年度	1,041	17
平均	2,184		平均	1,764		平均	1,572		平均	1,298		平均	1,269		平均	1,602		平均	1,374		平均	1,063	

※ 金額は、1万円未満四捨五入

※ 常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

※ 品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
(退職手当額)

参 考 資 料
令和6年6月1日現在

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員							
区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	代表				その他(代表のぞく)			
												区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位
台 東	6.00	2,729	1	北	4.00	1,474	1	港	2.69	761	1	世田谷	2.38	630	1	港	2.15	649	1
江戸川	5.00	2,290	2	荒 川	4.00	1,467	2	北	3.00	760	2	新 宿	2.14	617	2	品 川	2.30	625	2
千代田	4.70	2,418	3	台 東	4.00	1,462	3	荒 川	3.00	747	3	杉 並	2.16	594	3	世田谷	2.38	611	3
江 東	5.00	2,314	4	港	3.59	1,457	4	渋谷	2.90	711	4	江戸川	2.21	583	4	北	2.40	611	4
北	5.00	2,301	5	大 田	3.45	1,283	5	台 東	3.00	706	5	葛 飾	2.10	557	5	新 宿	2.14	600	5
荒 川	5.00	2,286	6	練 馬	3.49	1,274	6	大 田	2.70	674	6	大 田	2.20	552	6	杉 並	2.16	578	6
港	4.49	2,266	7	江 東	3.40	1,257	7	練 馬	2.62	673	7	板 橋	2.00	534	7	中 野	1.77	568	7
大 田	4.75	2,201	8	品 川	3.40	1,250	8	品 川	2.70	647	8	目 黒	1.95	491	8	江戸川	2.21	557	8
板 橋	4.50	2,050	9	渋谷	3.30	1,202	10	江 東	2.50	607	9	千代田	—	—	—	葛 飾	2.10	557	9
新 宿	4.37	2,049	10	江戸川	3.40	1,206	9	足 立	2.70	604	10	中 央	—	—	—	大 田	2.20	552	10
中 央	4.40	2,033	11	千代田	2.90	1,191	11	板 橋	2.40	603	11	港	—	—	—	練 馬	2.09	527	11
葛 飾	4.50	2,025	12	葛 飾	3.20	1,175	12	千代田	2.20	600	12	文 京	—	—	—	板 橋	2.00	518	12
世田谷	4.76	2,005	13	中 央	3.10	1,148	13	江戸川	2.60	591	13	台 東	—	—	—	江 東	2.00	510	13
練 馬	4.36	1,991	14	板 橋	3.10	1,132	14	葛 飾	2.40	582	14	墨 田	—	—	—	豊 島	2.00	495	14
足 立	4.50	1,942	15	新 宿	3.01	1,132	15	中 央	2.30	571	15	江 東	—	—	—	目 黒	1.95	476	15
目 黒	4.50	1,904	16	杉 並	3.06	1,092	16	新 宿	2.33	560	16	品 川	—	—	—	墨 田	1.80	456	16
文 京	3.80	1,914	17	足 立	3.15	1,090	17	文 京	2.00	559	17	渋谷	—	—	—	足 立	1.80	445	17
豊 島	4.50	1,872	18	中 野	2.65	1,068	18	世田谷	2.38	547	18	中 野	—	—	—	千代田	—	—	—
品 川	4.80	1,756 ※特例措置	19	文 京	2.60	1,060	19	杉 並	2.34	537	19	豊 島	—	—	—	中 央	—	—	—
渋谷	3.70	1,649	20	目 黒	3.06	1,037	20	墨 田	2.10	536	20	北	—	—	—	文 京	—	—	—
墨 田	3.40	1,553	21	豊 島	3.10	1,034	21	豊 島	2.40	525	21	荒 川	—	—	—	台 東	—	—	—
中 野	3.09	1,551	22	世田谷	3.15	1,021	22	目 黒	2.30	511	22	練 馬	—	—	—	渋谷	—	—	—
杉 並	4.50	1,503 ※特例措	23	墨 田	2.70	996	23	中 野	1.77	469	23	足 立	—	—	—	荒 川	—	—	—
平均	4.51	2,026		平均	3.25	1,196		平均	2.49	612		平均	2.14	570		平均	2.09	549	

※4年間勤続した場合(教育長のみ3年間)の退職手当である。退職手当額=退職時の給料月額×支給率×勤続期間

※金額は、1万円未満四捨五入

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。

特別区（23区）別
特別職の在任期間中の報酬総額一覧

参考資料

令和6年6月1日現在

（単位：万円）

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査		常勤監査	
	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位
千代田	11,425	3	8,384.4	6	5,374.9	9	—	—	—	—
中央	10,893	9	8,251.9	12	5,272.1	13	—	—	—	—
港	11,249	4	8,680.9	2	5,705.6	1	—	—	6,018.5	1
新宿	10,740	13	8,102.3	17	4,932.0	22	5,963.7	3	5,798.3	6
文京	10,439	18	7,958.9	20	5,201.3	15	—	—	—	—
台東	11,669	1	8,648.9	3	5,291.3	11	—	—	—	—
墨田	10,401	20	8,139.3	14	5,402.5	8	—	—	5,368.6	14
江東	11,234	6	8,380.3	7	5,284.6	12	—	—	5,420.6	13
品川	8,759	23	8,288.1	11	5,194.6	16	—	—	5,824.9	5
目黒	10,573	15	7,976.7	19	5,009.0	20	5,653.4	6	5,473.9	11
大田	11,170	7	8,549.5	5	5,503.9	4	5,453.7	8	5,453.7	12
世田谷	10,848	11	7,828.4	22	5,314.6	10	6,189.6	1	6,002.6	3
渋谷	10,411	19	8,363.5	8	5,480.2	5	—	—	—	—
中野	10,323	22	8,109.6	16	5,015.3	19	—	—	5,967.1	4
杉並	10,533	17	8,328.5	9	5,188.3	17	6,172.3	2	6,003.5	2
豊島	10,675	14	8,036.8	18	5,062.8	18	—	—	5,688.0	8
北	11,237	5	8,631.7	4	5,620.6	3	4,890.8	9	5,557.4	9
荒川	11,443	2	8,818.1	1	5,681.2	2	—	—	—	—
板橋	10,861	10	8,194.3	13	5,407.5	7	5,692.9	5	5,522.2	10
練馬	10,565	16	8,130.3	15	5,443.8	6	—	—	5,257.5	16
足立	10,336	21	7,819.8	23	4,956.5	21	—	—	5,252.9	17
葛飾	10,770	12	8,311.0	10	5,256.4	14	5,710.7	4	5,710.7	7
江戸川	10,965	8	7,869.2	21	4,736.0	23	5,545.5	7	5,293.4	15
平均	10,761.7		8,252.3		5,275.4		5,696.9		5,624.3	

※4年間勤続した場合（教育長のみ3年間）の総支給額

※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。